

# 柏崎市 緊急雇用安定給付金



## 支給対象者

以下の①～③全てに該当する方

- ① **市内に事業所がある事業者** であること
- ② 国が実施する**雇用調整助成金の支給決定**を受けていること  
※緊急雇用安定助成金を含む
- ③ 納期限の到来した**市税を完納**していること  
※新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、徴収等を猶予されている場合は除く

## 申請期限

**国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）の支給決定日から 3か月以内**

（例）支給決定日が6月30日の場合は、9月30日まで

## 申請方法

step1

**国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）の支給申請（事業者→国）**

ハローワーク柏崎に申請

step2

**国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）の支給決定（国→事業者）**

支給決定日を確認（決定通知書右上）  
※助成金の入金日ではありません。

step3

※感染防止のため、**郵送で提出**してください。

**市へ申請（支給決定日から3か月以内）**

市の審査完了後、

**7日以内に  
口座振込**

～添付書類～ ※場合によっては、追加書類を求めることがあります。

- ・雇用調整助成金（休業等・出向）支給申請書  
または 緊急雇用安定助成金支給申請書の写し
- ・雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）支給決定通知書の写し
- ・通帳の写し（金融機関、支店、口座種別、口座名義人、口座番号が分かる箇所）



←市の申請書は  
こちらから  
（柏崎市ホームページ）

問合せ先  
申請先

TEL 0257-21-2334

E-mail shogyo@city.kashiwazaki.lg.jp

〒945-8511

柏崎市中央町5-50

柏崎市商業観光課



かしわざき